

## 日本自動車史の資料的研究 第2報

大 須 賀 和 美

「註」第1報に引続けるため、編のNo.は続番とします。

参考文献（第1報と同じ）

尾崎正久著、「日本自動車史」，昭和17年10月25日，東京 自研社発行

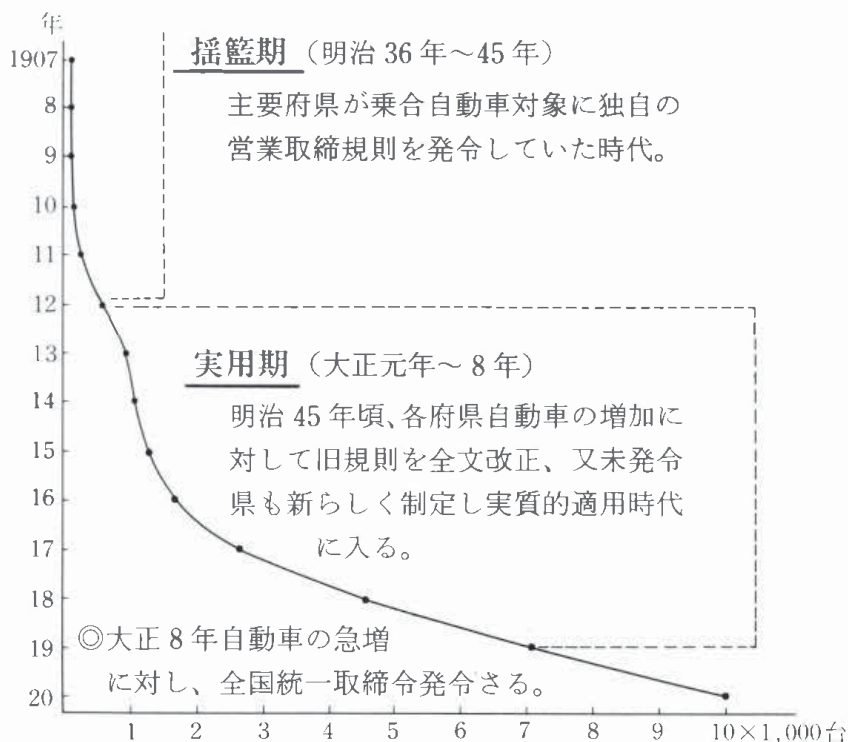
柳田諒三著、「自動車三十年史」，昭和19年4月16日，東京 山水社発行

### 第5編 わが国初期の自動車取締規則

#### 第1章 謠籃期の各府県規則

法令はいつの時代でも、必要にせまられて発令されるもので、自動車においても同様である。第1報で述べたように、明治35・6年頃まず乗合自動車として欧米より導入された自動車は、次第に特権階級の自家用車、貸自動車、タクシー等と発達し、その保有台数も次第に増加していった（表 I） わが国の自動車保有台数（初期）（註）この台数は資料により多少変化がある。

| 年 次         | 保有台数  |
|-------------|-------|
| 明治40(1907)年 | 16    |
| 〃 41(1908)年 | 29    |
| 〃 42(1909)年 | 69    |
| 〃 43(1910)年 | 116   |
| 〃 44(1911)年 | 210   |
| 〃 45(1912)年 | 521   |
| 大正2(1913)年  | 892   |
| 〃 3(1914)年  | 1,066 |
| 〃 4(1915)年  | 1,244 |
| 〃 5(1916)年  | 1,648 |
| 〃 6(1917)年  | 2,673 |
| 〃 7(1918)年  | 4,533 |
| 〃 8(1919)年  | 7,051 |
| 〃 9(1920)年  | 9,999 |



たのである(表 I 参照)。この経緯もその取締規則の変遷を見ることにより確認することができる。これら初期の取締規則は、前記参考文献の両自動車史や他の文献にもその一部が紹介されているが、全条文を確実に紹介したものは見当らず、又一部引用されているものも、後で活字になったものを参考に行っているためか、脱字・誤字も多く解釈を間違える原因ともなっている。

ここで入手できる限りの原文規則を確認し、時代的背景を考えてみる。自動車取締規則の分類は未だそのされたものを見ていないので、私なりに下記の通り大別したい。

1. 初期：明治36(1906)年、愛知県による初めて「乗合自動車営業取締規則」発令から。  
～大正8(1919)年、全国統一内務省令「自動車取締令」発令まで。
2. 中期：大正8(1919)年、「自動車取締令」発令から  
～昭和26(1951)年、運輸省独立、「道路運送車両法」発令まで。
3. 現代：昭和26(1951)年、以後現在まで

この初期に属する時代は、規則発令の経過から見て、前半「揺籃期」と後半「実用期」に分けて考えられる。これは各府県の規則改正、又は新発令の時期が明治45年5・6・7月頃に集中し、その内容が大巾に進歩しているからである(表 II 参照)。この第2報ではこの「揺籃期」中に発令された各府県の規則コピーを完全に入手できたのでその紹介及び確認をすることにする。

(表 II) 各府県規則発令・改正の経過(初期)

|   |       | 揺 籃 期                                | 実 用 期                             | 備 考             |
|---|-------|--------------------------------------|-----------------------------------|-----------------|
| 1 | 愛知県   | 明治36年8月20日 県令第61号<br>乗合自動車営業取締規則 発令  | 明治45年5月29日 県令第70号<br>自動車取締規則 全文改正 |                 |
| 2 | 京都府   | 明治36年10月28日 府令第39号<br>自動車営業取締規則 発令   | 大正2年5月〇日 府令第36号<br>自動車取締規則 全文改正   | 改正規則未確認<br>日付不明 |
| 3 | 岡山県   | 明治36年12月30日 県令第86号<br>乗合自働車営業取締規則 発令 |                                   | 改正規則未確認         |
| 4 | 神奈川県  | 明治37年8月16日 県令第53号<br>自動車取締規則 発令      | 明治45年5月10日 県令第47号<br>自動車取締規則 全文改正 |                 |
| 5 | 大阪府   | 明治38年10月2日 府令第64号<br>自動車営業取締規則 発令    | 明治45年6月18日 府令第57号<br>自動車取締規則 全文改正 |                 |
| 6 | 東京警視庁 | 明治40年2月19日 庁令第25号<br>自働車取締規則 発令      | 明治45年7月16日 庁令第25号<br>自働車取締規則 全文改正 |                 |
| 7 | 兵庫県   | (乗合馬車取締規則適用)                         | 明治45年7月1日 県令第40号<br>自働車取締規則 発令    |                 |

〔愛知県〕資料は『論叢』第7号(1977年)所載「第1報」中、資料No.12参照

この規則については、第1報で詳しく検討したので省略する。但し規則名「乗合自動車営業取締規則」中、働の字が正誤表にて「動」と改正されている点を再確認しておく。

〔京都府〕資料No.(2-1)~(2-4)参照

第1報で紹介した大阪の勸業博覧会で見た自動車に刺戟され、京都の福井九兵衛氏と坪井菊次郎氏の共同経営で「京都乗合自動車二井商会」を作り、明治36年8月京都市内乗合自動車営業の申請を府庁に打診したのに対処して、急遽発令されたものである。

参考文献等によれば蒸気自動車が使用されているが、蒸気機関について愛知県に見られるように不必要と思はれるような細かい仕様まで届出の要求もしておらず、よく整っていると思う。

特徴としては、第1条にわが国で初めて自動車を法的に定義づけたことである。

第1条 本則ニ於テ自動車トハ蒸気、瓦斯、電気ヲ動力トシ軌道ニ  
由ラスンテ運転スル車輛ヲ謂フ

次に速度について他府県が総て哩(マイル)を使っているのに、京都のみ里を使っている点で、換算すれば同じぐらいであるが古都の風格がしのばれる(第13条)。各条文から見てやはり「乗合馬車取締規則」を手本にしていると思はれるが、更に日本ではじめて(明治28年)市内電車を走らせたその規則からも引用したと思はれる「信号人」(第6条等)の規定も注目される。

〔岡山県〕資料No.(3-1)~(3-4)参照

明治36年新春、わが国で初めて広島市の有力者が市外横川と可部間の出雲街道に乗合自動車を走らせたが(取締規則は発令されず)、地元人力車・乗合馬車業者の生活を賭ての猛反対に合い、その転進先として岡山を考えていると云う気運があった。又地元有力者達が大阪の博覧会で見た自動車に京都と同じく刺戟されて乗合自動車計画を立て、蒸気自動車の製作を地元岡山市の電機工場主、山羽虎夫氏に依頼していた(明治37年5月完成試運転す)。県当局は先の広島の混乱を避けるため、申請に備えて取締規則を発令したものと思はれる。

この規則の県公報は戦災により焼失して現認することができず、たゞ昭和の代になってからの業界誌に転記されているのが唯一の資料と考えられていた。然し計らずも地元日刊新聞「山陽新聞」の当日版(明治36年12月30日付)に「岡山県公文」として記載されているのを発見し、こゝに現認すると共に、一部の疑問を解くことができた。

先づこの規則の発令月日が12月30日付である点である。これまでの文献には引用されても12月となっているのみで日付は記載されていなかった。これは元の公報を確かめることなく、次後の不確実な転記された資料を引用しているからである。なぜ官庁のご用じまいの最終日、申請もでないのに発令したのか色々疑問が残るが、今後の研究課題としたい。

次に参考文献、尾崎正久氏の「日本自動車史」の内容に反論を加えたい。何故か氏は岡山県の規則発令について、他に優先させようとする意図が強い。

1. 自動車取締規則の項(P.109)に、「明治36年愛知県、岡山県続いて京都府と、まづ最初の乗合自動車営業規則を制定し云々」とあるが、表II及び資料から明らかなように、岡山県は京都府のあとである。
2. 同じ項(P.110)に、「神奈川県は岡山県令乗合自動車取締規則を抜萃したに等しい」とあるが、資料を比較されたら判るように、岡山県の全文47ヶ条に対して、29ヶ条に要領よくまとめられ神奈川県独自の条文(神奈川県項で述べる)もあり、8ヶ月も後の発令だから

参考にしたかも知れないが、抜萃に等しいときめつける点はない。

3. 同じ項(P.110)に、「神奈川県の規則の奇異に考へられることは、当時我が国で最も多かった横浜の自家用自動車の取締に対しては何等触れるところなく云々」とあるが、資料で確認される通り、附則第29条に「営業ニ非ラズシテ自動車ヲ使用スルモノハ……」と自家用車に対しての適用を明らかに規定している。

4. 同じ項(P.110)に、「各府県は取締規則制定に当って始めて自動車の文字を用いた。然し何れも自「働」車としているのに反し、独り岡山県のみ自「動」車としていた点は注目すべきことであり、云々」とあるが、添布資料で明らかなるように人扁をつけた「自働車」は反対に岡山と東京のみで、愛知県も最初「自働車」として発令したがすぐ訂正して「自動車」とし、他府県みな「自動車」である。

以上尾崎氏の「日本自動車史」は現存する資料として、明治・大正時代の自動車を伝える貴重な著書であるが、その取締規則関係については、不十分な資料又は憶測で書かれた部分が多く、こゝに明確な資料をもって指摘するものである。

#### 〔神奈川県〕資料No.(4-1)～(4-12)参照

この規則は前出各府県が乗合自動車のみを対象にしたのと違い、当時わが国で最も多くの自家用自動車を使用されていたため、そのタイトルも「自動車取締規則」として主条文は乗合自動車を対象にしながらも、附則第29条でわが国ではじめて自家用自動車をも規制した点が注目される。発令のきっかけとなったような乗合自動車計画も確認されておらず、時代の要請で発令したものと思はれる。原動機仕様の届出要項に愛知・岡山と同じく、蒸気機関を特に細かく規定しているのは前者を参考したからではないかと思はれる。

特徴として注目される条文には、多くの外国人を意識してか

1. 第6条の6 「和洋両字ヲ以テ車輪(輛の誤字と思ふ)ノ番号ヲ明記スヘシ」
2. 第6条の8 「客車ニハ唾壺ヲ備フヘシ」
3. 第15条 「風俗ヲ乱スヘキ廣告文書繪書云々」
4. 第25条の5 「唾壺外ニ啖咯出スヘカラス」

等と他府県には見られない項目が多い。

#### 〔大阪府〕資料No.(5-1)～(5-10)とNo.7 参照

博覧会で自動車が公開された地元として、大阪商人により早速乗合自動車計画が立てられたと伝っているが、詳細は未確認である。ただ柳田諒三氏の「自動車三十年史」に明治39年大東自動車株式会社が創立され、ホワイト号蒸気自動車で市内運転されたとあり、又計らずもアメリカの業界誌に1905(明治38)年、大阪と堺間6.51マイルをホワイト号蒸気自動車が毎日8往復したと記載されているのと合せ考えると、この計画のため発令されたものと思はれる。

条文は隣県京都府と非常によく似ている。特徴としては第一に

第36条の11、大阪市内其ノ他往来雑踏ノ場所ニ於テハ前駆スルコトにある。イギリスの悪名高い「赤旗法」にあるごとく、自動車の進行について道をあけさせるため人を先行させよと云うことで、通行人に対する危害をいかに恐れたか、又大阪市内の道の狭さや雑踏が推察される。次に附則第41条で隣接県から大阪に通ずる路線の車両について、大阪のみ規定したのも注目される(これは神戸⇄大阪間の乗合自動車計画があったのではないか)。

〔東京警視庁〕資料Na(6-1)～(6-10)参照

首都東京では明治35年頃から特権階級が自家用乗用車を使用し、又欧米商品を扱う豪商（三井呉服店・明治屋・亀屋）が貨車を使用しはじめたようだが、乗合自動車は計画のみで実現せず、他府県が発令しても首都の面目にかけてよりよい規則をと、その手本をアメリカに求めて研究しておったとか大変遅れて明治40年やっと発令に踏み切った。

長く研究されただけあり、他府県が乗合馬車取締規則を手本にしたのとは大変違い、純然たる自動車の規則としてその構文も専門的であり、以後他府県の手本となったものである。

特徴を列記すれば、

1. 営業車（第2～4章）と自家用車（第5章）とに大別し、更に各々に貨車（トラック）の条項が規定されている。
2. 自動車の構造に始めて外来語が使用されている。（ドラム・デフエレンシャルギア・ステアリングギア・ヘッドライト等）
3. 特に第7条は現行「保安基準」のもとになった部分が多く、各項目を見ると
  - ① 車輪はゴムタイヤ、但しトラックは除外。
  - ② 2系統の制動装置。
  - ③ けん引車のブレーキは後車にも（五輪とはけん引車のターンテーブルのこと）。
  - ④ 計器類の見やすき配置。
  - ⑤ 燃料タンク・配管・電線等の危険防止。
  - ⑥ 騒音・振動防止。
  - ⑦ 転向しやすき装置（差動装置・減速ハンドル）。
  - ⑧ バックギアの要求。
  - ⑨ 排出ガス規制。
  - ⑩ 警音器の装備。
  - ⑪ ヘッドライト等灯火の要求。
  - ⑫ 車体の大きさ制限。
  - ⑬ 座席の広さ。
  - ⑭ 乗降安全装置。
4. 当時欧米においても自動車は通行人に危害を加え、馬車・乗馬等の馬匹を驚かす危険な乗物であるとの観念があり、本則にてもその予防のために
  - ① 往来雑沓の場処では歩行者と同一速度で除行せよ（第4条）。
  - ② 馬匹に近づいたら除行又は停車せよ（第25条の13）。等と非常に制約をうけている。
5. 全条「自働車」の文字が使はれている。

〔兵庫県〕

東の横浜と同じく、神戸の外国人商社により早くから自動車が輸入され、実際に使用され又乗合自動車計画も色々取沙汰されていたように記録されているが、この時期には取締規則は発令されていない。

明治45年7月1日付県令第40号にて始めて「自働車取締規則」が発令され、その附則第49条に“乗合馬車取締規則ノ規定ハ之ヲ廢止ス”

とあるのは、以前はこの馬車規則を自動車に適用していたものと推察される。

むすび：

以上各府県独自で発令した揺籃期の取締規則を検討したが、以後乗合自動車・自家用乗用車・商用トラック・貸自動車等と各方面で自動車が利用されはじめ、台数も次第に増加するにつれて、先発の幼稚な取締規則では規制できなくなり、明治45年各府県全面的改正又は未発令県も新規発令して愈々実用期に入るのである。実用期取締規則については次報で確認することにする。

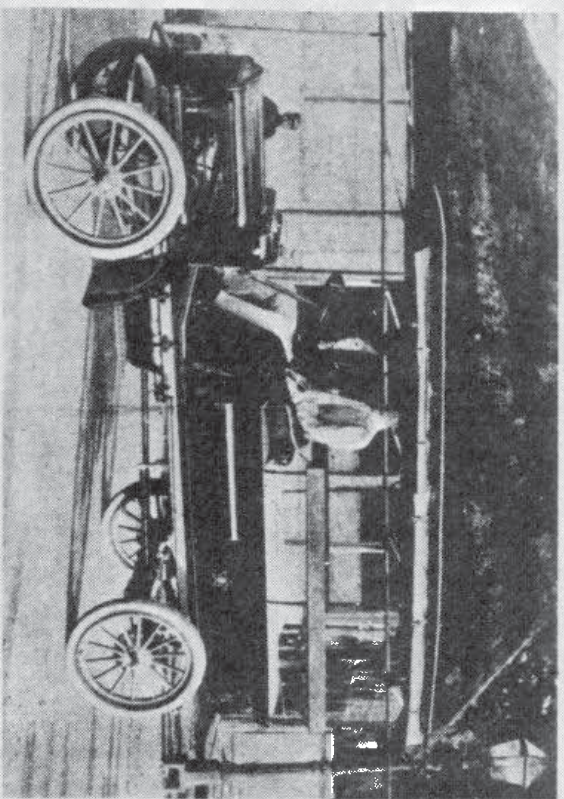
以上資料をまとめて公開することにより、関係各位が原文により一字一句を確認され、以後誤り伝えられることのないようになれば幸である。

第2報 おわり

THESE WONDERFUL OLD AUTOMOBILES BY FLOYD CLYMER,  
BONANZA BOOKS, NEW YORK 54

### White Steamers

The White Company offered a variety of body styles in their unique steam cars. At the left is a 1905 White Bus that covered a distance of 6.51



miles in eight daily round trips between Osaka and Sakai, Japan. At the lower right is the 1905 "Double Phaeton" model with a rear entrance tonneau. The top was detachable but not collapsible. Many early-day White owners removed the top in the summertime and replaced it for winter use.

At lower left is the ritzy 1905 Model E White Landaulette. This car was built for the carriage trade. The passengers entered from the rear and were more or less sheltered, but the driver had no protection against the weather.

The late Dowager Queen Mary of England rode in a stately White Steamer in 1907 when she was Princess of Wales (circular photo below).









資料No. 5-6

第二十八條 車掌、運轉手、信託人ハ就業中制服ヲ着用スヘシ

第三章 車掌、運轉手及信託人ニ對スル規定

第二十七條 車輦運轉上危害ヲ生シタルキハ直ニ其ノ頗末ヲ具シ發生地ノ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第二十六條 車輦運轉上ノ職務者其ノ後段ノ届出ハ清算人ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第二十五條 車輦運轉上ノ職務者其ノ後段ノ届出ハ清算人ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第二十四條 車輦運轉上ノ職務者其ノ後段ノ届出ハ清算人ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第二十三條 車輦運轉上ノ職務者其ノ後段ノ届出ハ清算人ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第二十二條 車輦運轉上ノ職務者其ノ後段ノ届出ハ清算人ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第二十一條 車輦運轉上ノ職務者其ノ後段ノ届出ハ清算人ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第二十條 車輦運轉上ノ職務者其ノ後段ノ届出ハ清算人ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第十九條 車輦運轉上ノ職務者其ノ後段ノ届出ハ清算人ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第十八條 車輦運轉上ノ職務者其ノ後段ノ届出ハ清算人ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第十七條 車輦運轉上ノ職務者其ノ後段ノ届出ハ清算人ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第十六條 車輦運轉上ノ職務者其ノ後段ノ届出ハ清算人ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第十五條 車輦運轉上ノ職務者其ノ後段ノ届出ハ清算人ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第十四條 車輦運轉上ノ職務者其ノ後段ノ届出ハ清算人ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第十三條 車輦運轉上ノ職務者其ノ後段ノ届出ハ清算人ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第十二條 車輦運轉上ノ職務者其ノ後段ノ届出ハ清算人ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第十一條 車輦運轉上ノ職務者其ノ後段ノ届出ハ清算人ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第十條 車輦運轉上ノ職務者其ノ後段ノ届出ハ清算人ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第九條 車輦運轉上ノ職務者其ノ後段ノ届出ハ清算人ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第八條 車輦運轉上ノ職務者其ノ後段ノ届出ハ清算人ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第七條 車輦運轉上ノ職務者其ノ後段ノ届出ハ清算人ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第六條 車輦運轉上ノ職務者其ノ後段ノ届出ハ清算人ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第五條 車輦運轉上ノ職務者其ノ後段ノ届出ハ清算人ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第四條 車輦運轉上ノ職務者其ノ後段ノ届出ハ清算人ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第三條 車輦運轉上ノ職務者其ノ後段ノ届出ハ清算人ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第二條 車輦運轉上ノ職務者其ノ後段ノ届出ハ清算人ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第一條 車輦運轉上ノ職務者其ノ後段ノ届出ハ清算人ニ於テ之ヲ爲スヘシ

資料No. 5-5

第二十九條 車輦運轉手、信託人ハ就業中制服ヲ着用シテ警察官ノ求メアリタルキハ之ヲ示スヘシ

第三十條 車輦運轉手、信託人ハ自己ノ職務ヲ他人ニ委託スヘカラス

第三十一條 車輦運轉手、信託人ハ職務ニ從事スヘカラス

第三十二條 車輦運轉手ハ乘客並公眾ニ對シ懇切ニ接遇シ侮慢ノ行爲アルヘカラス

第三十三條 車輦運轉手ハ公眾ニ對シ乘車ヲ勸誘スヘカラス

第三十四條 車輦運轉手ハ行車中飲食喫煙又ハ雜語ヲ爲スヘカラス

第三十五條 警察官ニ於テ乘手其ノ他ノ方法ヲ以テ停車ノ意ヲ示シタルキハ直ニ車掌ハ停車信號ヲ爲シ運轉手ハ運轉ヲ停止スヘシ

第三十六條 車輦ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 定員外ニ客ヲ乗セ又ハ定額外ノ貨物ヲ請求セザルコト

二 客室外ニ客ヲ乗セザルコト

三 運轉停止シタル後ニ非サレハ行車信號ヲ爲サザルコト

四 客ノ乗降終リタル後ニ非サレハ行車信號ヲ爲サザルコト

五 八種傳染病、癩病其ノ他同乗者ニ感染ノ慮ヲ起シタルキハ直ニ疾病アル者又ハ患シタルキハ直ニ之ヲ示スヘシ

第二十條 當廳ノ許可ヲ受タルニ非サレハ營業ヲ停止スルコトヲ得ス

第二十一條 所轄警察官署ニ於テ危險豫防上必要ト認ムルキハ車輦運轉停止ヲ命スルコトアルヘシ

第二十二條 車輦、運轉手及信託人ノ採用方法及服制ヲ定ム當廳ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルキハ亦同シ

第二十三條 車輦、運轉手及信託人ニハ營業ヲ交付スヘシ

前項營業ノ形式ハ當廳ニ届出ヘシ之ヲ變更シタルキハ亦同シ

第二十四條 車輦、運轉手、信託人本則ニ違背シ又ハ採用資格ニ抵觸セシキ若ハ就業上不適當ト認ムルキハ解雇ヲ命スルコトアルヘシ

前項ニ據リ解雇シタル者ハ當廳ノ許可ヲ受タルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第二十五條 營業ノ繼續ヲ爲サムトスルキハ當事者連署ノ上當廳ノ認可ヲ受クヘシ

第二十六條 左記各號ノ一ニ該當スルキハ三日以内ニ當廳ニ届出ヘシ但シ第四號ノ場合ハ其屬籍、住所、氏名、年齢ヲ記シ第七號ノ場合ハ検査證ノ書換又ハ再就ヲ受テ第八號第九號ノ場合ハ検査證ヲ取納スルヲ要ス

一 營業事務所設置シ又ハ之ヲ變更シタルキ

資料No. 5-8

第六條 同乗者ニ不快ヲ感ゼシムヘキ不潔ノ容裝ヲ爲シ又ハ惡臭ヲ發散シ若ハ汚汁ヲ溢出シ其ノ他同乗者ノ迷惑ト爲ルヘキ物件ヲ携帯スル者ヲ禁制セシメザルコト

七 客ノ乗降場所ヲ叮嚀ニ告知スルコト

八 老幼又ハ婦女等乗降ノトキハ特ニ保護スルコト

九 日出前日没後ハ車輦ニ點燈スルコト

十 乘客其ノ他ニ對シ危險ノ虞アリト認ムルキハ直ニ停車信號ヲ爲スコト

十一 大阪市内其ノ他往來雜踏ノ場所ニ於テハ前驅スルコト

第三十七條 運轉手ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 制限ノ速度ヲ超過シテ行車セザルコト

二 道路ノ交叉部、街角、橋梁、坂路又ハ往來雜踏ノ場所ニ於テハ音響器ヲ鳴ラシ特ニ徐行スルコト

三 乘客其ノ他ニ對シ危險ノ虞アリト認ムルキハ直ニ停車信號アリタルキハ直ニ運轉ヲ停止スルコト

四 消防機械又ハ郵便車ノ通行若ハ軍隊學生ノ隊伍及葬儀ノ行列通過ノトキハ避讓スル

資料No. 5-7

第二十條 當廳ノ許可ヲ受タルニ非サレハ營業ヲ停止スルコトヲ得ス

第二十一條 所轄警察官署ニ於テ危險豫防上必要ト認ムルキハ車輦運轉停止ヲ命スルコトアルヘシ

第二十二條 車輦、運轉手及信託人ノ採用方法及服制ヲ定ム當廳ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルキハ亦同シ

第二十三條 車輦、運轉手及信託人ニハ營業ヲ交付スヘシ

前項營業ノ形式ハ當廳ニ届出ヘシ之ヲ變更シタルキハ亦同シ

第二十四條 車輦、運轉手、信託人本則ニ違背シ又ハ採用資格ニ抵觸セシキ若ハ就業上不適當ト認ムルキハ解雇ヲ命スルコトアルヘシ

前項ニ據リ解雇シタル者ハ當廳ノ許可ヲ受タルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第二十五條 營業ノ繼續ヲ爲サムトスルキハ當事者連署ノ上當廳ノ認可ヲ受クヘシ

第二十六條 左記各號ノ一ニ該當スルキハ三日以内ニ當廳ニ届出ヘシ但シ第四號ノ場合ハ其屬籍、住所、氏名、年齢ヲ記シ第七號ノ場合ハ検査證ノ書換又ハ再就ヲ受テ第八號第九號ノ場合ハ検査證ヲ取納スルヲ要ス

一 營業事務所設置シ又ハ之ヲ變更シタルキ



資料No. 4-9

二 制服ヲ着用スヘレ  
 三 禮ヲ受持ノ場所ヲ離レヘカラス  
 四 酷刑ヲ就業スヘカラス  
 五 公衆ニ對シテ強ヒテ乗車ヲ勸導シ又ハ侮慢ノ言行ヲ爲スヘカラス  
 六 正當ノ事由ナシテ乗車又ハ發車ヲ拒ムヘカラス  
 七 自動車ノ進行ハ一時間八哩ノ速度ヲ超過スヘカラス但シ續演市其ノ他警察官將ノ指定レタル場所ニ於テハ六哩ヲ超過スヘカラス  
 八 客席以外ニ客ヲ乘載スヘカラス  
 九 定員外ノ客ヲ乘載スヘカラス乘客定員ニ達シタルトキハ海員札ヲ掲出スヘレ但シ四歳未滿ノ者ハ定員外トシテ四歳以上十二歳以下ハ二人ヲ以テ一人ト看做ス  
 十 客ノ昇降ヲ終リタル後ニ非テ車ヲハ行車レ又ハ行車ノ信號ヲ爲スヘカラス  
 十一 夜間燈火ナシテ進行スヘカラス  
 十二 臨時ノ事故ニ際會シ止ムテ待テタル場合ノ外許可外ノ道路ヲ進行スヘカラス  
 十三 特ニ免許ヲ受ケタル場合ノ外二車以上ニ連結シテ行車スヘカラス但シ故障ヲ生シタル自  
 動車トシテハ此ノ限リニ在ラス  
 十四 二車以上並行シ若ハ他ノ車馬ト競走スヘカラス  
 十五 二車以上同一方面ニ行進スルトキハ後車ハ前車ヨリ十間以上ノ距離ヲ保テヘレ  
 十六 駐車場外ニ置キテ停車スヘカラス  
 十七 街角、橋上、坂路又ハ鐵路ノ場所ニ於テハ警備器ヲ鳴ラレ發行スヘレ  
 十八 車馬及歩行者ヲ前路ヲ通行シ又ハ接近シタルトキハ警備器ヲ鳴ラレ特ニ發行シ又ハ停車スヘレ  
 十九 軍隊並ニ砲車、縮重車及郵便用、消防用ノ車馬若ハ祭禮、葬式ノ行列ニ行進トキハ停車又ハ適宜避讓スヘレ  
 二十 街角ヲ通行スルトキハ右折ハ大燈ヲナシ左折ハ小燈ヲナスヘレ  
 第二十二條 車掌ハ第二十四條ノ各號ニ該當スル者ニ乗車ヲ拒絶スヘレ  
 第二十三條 車掌ハ第二十五條ニ違背シタル者アルトキハ之ヲ制止シ尙書ヲサルトキハ乗車ヲ拒絶スヘレ其ノ職務上正當ノ請求ニ應ジタル者アルトキハ亦同レ  
 第二十四條 左ニ掲グルル者ハ乗車スルコトヲ得ス

資料No. 4-8

一 同業者ニ厭忌ノ感ヲ起サシムヘキ疾病ヲ患ル者  
 二 同業者ニ不快ヲ感ジシムヘキ不潔ノ容裝ヲ爲シタル者  
 第二十五條 乘客ハ左ノ事項ヲ遵守スヘレ  
 一 火藥類及危毒ヲ他ニ及スヘキ物質ヲ或ハ不潔臭氣等ノ爲ニ同業者ノ健康トナルヘキ手荷物ヲ携帯スヘカラス但シ小銃用火藥類ヲ携帯スル場合ノ此ノ限リニ在ラス  
 二 備出札ヲ掲ゲタル場合ニ乗車スヘカラス  
 三 自動車ノ進行中其降スヘカラス  
 四 昇降口又ハ運轉手臺ニ立止リ又ハ股體ヲ車外ニ出スヘカラス  
 五 座席外ニ挨拶ヲ掲出スヘカラス  
 六 車内ノ器具裝飾物ヲ汚損スヘカラス  
 七 車上ヨリ車外ニ物品ヲ投擲スヘカラス  
 八 放歌、喧嘩又ハ他人ノ嫌惡スヘキ行為ヲ爲スヘカラス  
 九 第二十二條第二十三條ノ規定ニ依リ車掌ヨリ乗車ヲ拒絶セラルトキハ即時又ハ最近ノ駐車場ニ發テ降車スヘカラス

資料No. 4-11

第二十六條 本則ニ違背シタルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス  
 第二十七條 法人本則ニ違背シタルトキハ前條ノ科料ヲ其ノ代表者ニ科ス  
 第二十八條 本則ニ依リ當座ニ差出ス書類ハ總テ主ナル事務所所在地所警察官署ヲ經由スヘレ  
 附 則  
 第二十九條 營業ニ非ラスレバ自動車ヲ使用スルモノハ本則第十七條第二十一條第七條第十二條第十四條第十七條第十八條第十九條第二十條第二十六條ヲ適用ス  
 神奈川縣訓令第三十一號  
 部 役 所  
 市 役 所  
 町 村 役 場  
 學校生徒等ノ使用スル「コピーレシット」「ワビレシット」「ヨハコピール」「ハ、ワ、エ、コピラ、コピーレ」等ノ記號アル紫色鉛筆ハ其ノ製造ノ原料ニ有害ノ色素ヲ包含スルカ故ニ其ノ破片又ハ溶液ノ眼中ニ入ルトキハ激刺ナル毒作用ヲ呈シ覺レ不潔ノ眼疾ニ陥ルコトアリ仍テ幼稚

資料No. 4-10

神奈川縣訓令 第一〇九號 明治三十七年八月十六日 (第三種警察官規則) 二六  
 一 同業者ニ厭忌ノ感ヲ起サシムヘキ疾病ヲ患ル者  
 二 同業者ニ不快ヲ感ジシムヘキ不潔ノ容裝ヲ爲シタル者  
 第二十五條 乘客ハ左ノ事項ヲ遵守スヘレ  
 一 火藥類及危毒ヲ他ニ及スヘキ物質ヲ或ハ不潔臭氣等ノ爲ニ同業者ノ健康トナルヘキ手荷物ヲ携帯スヘカラス但シ小銃用火藥類ヲ携帯スル場合ノ此ノ限リニ在ラス  
 二 備出札ヲ掲ゲタル場合ニ乗車スヘカラス  
 三 自動車ノ進行中其降スヘカラス  
 四 昇降口又ハ運轉手臺ニ立止リ又ハ股體ヲ車外ニ出スヘカラス  
 五 座席外ニ挨拶ヲ掲出スヘカラス  
 六 車内ノ器具裝飾物ヲ汚損スヘカラス  
 七 車上ヨリ車外ニ物品ヲ投擲スヘカラス  
 八 放歌、喧嘩又ハ他人ノ嫌惡スヘキ行為ヲ爲スヘカラス  
 九 第二十二條第二十三條ノ規定ニ依リ車掌ヨリ乗車ヲ拒絶セラルトキハ即時又ハ最近ノ駐車場ニ發テ降車スヘカラス

資料No. 4-5

三 客車ハ運送輪トスヘレ  
 四 客車ハ和雷ノ履後又ハ母次ヲ設クヘレ  
 五 客車ハ適當ノ泥除ヲ設クヘレ  
 六 車輪ノ前面ハ青色硝子履後面ハ紅色硝子履各一個以上ヲ備フヘレ  
 七 車輪間隙詰止リ場所ニ營業者ノ氏名又ハ商號號ニ和洋兩字ヲ以テ車輪ノ番號ヲ明記スヘレ  
 八 客車ハハ陸路ヲ備フヘレ  
 九 客車ハハ乗客ノ乗降ヲ示ス爲メノ前後ニ職員札ヲ掲ゲルノ設備ヲナスヘレ  
 十 客車ハハ車内諸務ノ場所ニ車體檢査證書、乘務定例、賃銀表、車掌、運轉手ノ氏名及帶  
 二十四條第二十五條ノ規定ヲ揭示スヘレ  
 貨車ハハ車體檢査證書及車掌、運轉手ノ氏名ヲ揭示スヘレ  
 第十七條 營業者ハ營業開始前左ノ事項ヲ定メ警察官署ノ認可ヲ受クヘレ其ノ變更ハトスルト  
 亦同  
 一 駐車場  
 第一〇九條 昭和二十七年八月十六日 (第三種鐵道規則) 110  
 第二〇九條 昭和二十七年八月十六日 (第三種鐵道規則) 110

二 車掌、運轉手ノ服制  
 三 乗客ノ定員荷物ノ制限乗客及貨物ノ運賃  
 四 營業時間  
 第八條 自動車ヲ運轉スルモノハ一輛毎ニ車掌及運轉手ヲ配クヘレ但レ車體ノ構造ニ依リ特ニ營  
 業ノ免許ヲ受ケ運轉手ヲ配テ車掌ヲ兼テスルコトヲ得  
 第九條 車掌、運轉手ヲ雇入レトスルトキハ其ノ住所氏名年齢ヲ記シ所轄警察官署ノ免許證  
 ヲ受クヘレ但レ運轉手ニ付テハ其ノ履歴書ヲ添付スヘレ  
 第十條 車掌、運轉手本則ニ違背シ又ハ其ノ業務ニ不適當ト認ムルトキハ免許ノ失効ヲ命スル  
 コトヲ得  
 第十一條 營業免許證ヲ移轉シ又ハ相續セトスルトキハ當廳ノ免許ヲ受クヘレ  
 第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五日以内ニ當廳ニ届出ヘレ但レ第二號(代務者若シテ其ノ  
 場合) 第三號ノ場合ニハ免許證若シテ檢査書ノ再渡又ハ書換ヲ申請シ第一號第四號ノ場合ニハ  
 免許證若シテ檢査書ヲ送附スヘレ  
 一 廢業

資料No. 4-4

二 營業者ノ住所氏名ノ變更又ハ會社所在地名代表者若シテ其ノ氏名ノ變更  
 三 免許證又ハ車輛檢査證書ノ亡失、毀損  
 四 車輛使用ノ廢止  
 第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘレ但レ第二號ノ場  
 合ニハ免許證ノ再渡又ハ書換ヲ申請シ第三號ノ場合ニハ免許證ヲ送附スヘレ  
 一 三日以上ノ休業  
 二 車掌、運轉手ノ免許證面記載事項ノ異動又ハ免許證ノ亡失、毀損  
 三 車掌、運轉手ノ死亡、解雇若シテ所在不明  
 第十四條 何等ノ名稱ヲ以テスルトモ同ハス認可ヲ受ケテ以上ノ賃銀ヲ請求スルコトヲ得ス  
 第十五條 車内ニ治安ヲ害シ又ハ風俗ヲ亂スヘキ廣告文書標榜若シテ危險ノ虞アル廣告札ヲ掲  
 ゲオラス  
 第十六條 何等ノ事由ヲ問ハス自動車ノ運轉上故障發生シタルトキハ直ニ其ノ期末ヲ具シ料生  
 地所轄警察官署ニ届出ヘレ  
 第十七條 車輛ニ異狀ヲ生シ危險アルト認ムルトキハ警察官ハ其ノ檢査又ハ任務ヲ終ラシ迄一時  
 停止シ得ル  
 第一〇九條 昭和二十七年八月十六日 (第三種鐵道規則) 111  
 第二〇九條 昭和二十七年八月十六日 (第三種鐵道規則) 111

資料No. 4-7

其ノ使用ヲ停止スルコトアルヘレ  
 第十八條 公安ヲ害シ若シテ公益上必要アリト認ムルトキハ營業線路ノ變更廢止ヲ命ジ又ハ營業  
 ヲ停止シ得ル若シテ免許ヲ取消スコトアルヘレ  
 第十九條 營業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ營業ヲ停止シ又ハ免許ヲ取消スコトアル  
 一 營業免許證正當ノ理由ナクテ六ヶ月以上營業ヲ開始セザルトキ  
 二 休業三ヶ月以上ニ渉ルトキ  
 三 本則ニ違背セザルトキ  
 第二十條 左記ノ者ハ車掌、運轉手ヲ配テ得ズ  
 一 未成年者  
 二 精神ニ異常アル者  
 三 素行不良ノ者  
 第二十一條 車掌、運轉手ハ就業中左ノ事項ヲ遵守スヘレ  
 一 免許證ヲ携帯シ且ツ如何ナル場合ト雖無免許者ニ自己ノ職務ヲ委託スヘカラス

資料No. 4-6

一 免許證ヲ携帶シ且ツ如何ナル場合ト雖無免許者ニ自己ノ職務ヲ委託スヘカラス

資料No. 4-2

|  |  |
|--|--|
| <p>神奈川縣令第五十三號 明治三十七年八月十六日 (第三種原動力車)</p> <p>自動車取締規則</p> <p>第一條 自動車ヲ用ヒ運輸營業ヲ爲スルモノ者ハ住所氏名年齢及ヒ左ノ事項ヲ具シテ當廳ニ出願免許ヲ受クヘシ其ノ事項ヲ變更スルモノ亦同シ</p> <p>一 營業所ノ位置</p> <p>二 客車及貨車ノ制數、構造</p> <p>三 營業道路及其ノ道幅、路面</p> <p>四 原動力ノ種類及機械構造圖書</p> <p>一〇九號 明治三十七年八月十六日 (第三種原動力車)</p> | <p>神奈川縣令第五十三號 明治三十七年八月十六日 (第三種原動力車)</p> <p>一 汽機ノ種類及個數</p> <p>二 汽機ノ寸法</p> <p>三 支柱ノ種類及個數寸法、距離</p> <p>四 接合部ニ鉄ノ種類、寸法及距離</p> <p>五 水壓試驗ノ壓力及其ノ年月日註ニ其ノ場所</p> <p>六 常用汽壓</p> <p>七 爐格ノ面積</p> <p>八 安全閥ノ種類及個數註ニ其ノ寸法</p> <p>九 製作所名及製作年月日註ニ原壓</p> <p>一〇 燃料ノ種類及消費高</p> <p>一一 汽機ノ種類及個數</p> <p>一二 汽機ノ長</p> |
|--|--|

資料No. 4-1

|  |   |
|--|---|
| <p>神奈川縣令第五十三號 明治三十七年八月十六日 (第三種原動力車)</p> <p>自動車取締規則</p> <p>第一條 自動車ヲ用ヒ運輸營業ヲ爲スルモノ者ハ住所氏名年齢及ヒ左ノ事項ヲ具シテ當廳ニ出願免許ヲ受クヘシ其ノ事項ヲ變更スルモノ亦同シ</p> <p>一 營業所ノ位置</p> <p>二 客車及貨車ノ制數、構造</p> <p>三 營業道路及其ノ道幅、路面</p> <p>四 原動力ノ種類及機械構造圖書</p> <p>一〇九號 明治三十七年八月十六日 (第三種原動力車)</p> | <p>神奈川縣令第五十三號 明治三十七年八月十六日 (第三種原動力車)</p> <p>一 一輛制數</p> <p>二 實馬力、瓦斯式ノ原動力ニ在テハ左ニ掲グル事項ヲ記載スルヲ要ス</p> <p>三 瓦斯發動機ノ種類</p> <p>四 レイゾールノ徑及數</p> <p>五 齒輪ノ長</p> <p>六 一輛制數</p> <p>七 實馬力</p> <p>八 電氣式ノ原動力ニ在テハ左ニ掲グル事項ヲ記載スルヲ要ス</p> <p>九 電動機ノ種類、個數及馬力並ニ「ワット」數並ニ蓄電池ノ種類、個數及放置容量</p> <p>一〇 一輛制、器具ノ設置法</p> <p>一一 保安裝置法</p> <p>一二 法人ニシテハ定款ノ原本ヲ添付スヘシ</p> <p>一三 第二條 前條ノ規定ニテ公安ヲ害セザルニ及ビ且シテ凡ソモトモトニ爲シテハ免許セザルコト</p> <p>一〇九號 明治三十七年八月十六日 (第三種原動力車)</p> |
|--|---|

資料No. 4-4

|   |   |
|---|---|
| <p>神奈川縣令第五十三號 明治三十七年八月十六日 (第三種原動力車)</p> <p>一 一輛制數</p> <p>二 實馬力、瓦斯式ノ原動力ニ在テハ左ニ掲グル事項ヲ記載スルヲ要ス</p> <p>三 瓦斯發動機ノ種類</p> <p>四 レイゾールノ徑及數</p> <p>五 齒輪ノ長</p> <p>六 一輛制數</p> <p>七 實馬力</p> <p>八 電氣式ノ原動力ニ在テハ左ニ掲グル事項ヲ記載スルヲ要ス</p> <p>九 電動機ノ種類、個數及馬力並ニ「ワット」數並ニ蓄電池ノ種類、個數及放置容量</p> <p>一〇 一輛制、器具ノ設置法</p> <p>一一 保安裝置法</p> <p>一二 法人ニシテハ定款ノ原本ヲ添付スヘシ</p> <p>一三 第二條 前條ノ規定ニテ公安ヲ害セザルニ及ビ且シテ凡ソモトモトニ爲シテハ免許セザルコト</p> <p>一〇九號 明治三十七年八月十六日 (第三種原動力車)</p> | <p>神奈川縣令第五十三號 明治三十七年八月十六日 (第三種原動力車)</p> <p>第三條 營業道路ノ道幅ハ四間以上アルコトヲ要ス但シ左地ノ狀況ニ依リ又ハ公安上原因ナレトモアルトキハ本條ノ制限ニ據ラザルコトアルヘシ</p> <p>第四條 自動車及ヒ之ニ附属スル機械、器具ハ當廳ノ検査ニ合格シ検査證書ヲ受ケタルモノニ非ラザレハ使用スルコトヲ得ス其ノ修繕改造レタルモノハ亦検査ヲ受ケヘシ</p> <p>第五條 自動車及之ニ附属スル機械、器具ハ毎年二回ノ定期検査ヲ行フ必要ト認ムルトキハ該時検査ヲ行フ</p> <p>第六條 前項検査ノ日時及場所ハ之ヲ指定ス</p> <p>第七條 第一項ノ検査ニ依リ不適當ト認ムルモノハ改造若シテ修繕ヲ命ジ又ハ其ノ使用ヲ禁止若シテ停止スルコトアルヘシ</p> <p>第六條 自動車及之ニ附属スル機械、器具ハ左ノ制限ニ從ヒ且ツ安全清潔ニ保持シ其ノ修繕ヲ怠ルヘカラス</p> <p>一 車ハ内輪以上トシ適當ナル制動器、遊離器及音響器ヲ備フヘシ</p> <p>二 車體ハ幅外法六尺以内長サ前後車軸共十二尺以内アルヘシ</p> |
|---|---|

資料No. 4-3

|   |   |
|---|---|
| <p>神奈川縣令第五十三號 明治三十七年八月十六日 (第三種原動力車)</p> <p>一 一輛制數</p> <p>二 實馬力、瓦斯式ノ原動力ニ在テハ左ニ掲グル事項ヲ記載スルヲ要ス</p> <p>三 瓦斯發動機ノ種類</p> <p>四 レイゾールノ徑及數</p> <p>五 齒輪ノ長</p> <p>六 一輛制數</p> <p>七 實馬力</p> <p>八 電氣式ノ原動力ニ在テハ左ニ掲グル事項ヲ記載スルヲ要ス</p> <p>九 電動機ノ種類、個數及馬力並ニ「ワット」數並ニ蓄電池ノ種類、個數及放置容量</p> <p>一〇 一輛制、器具ノ設置法</p> <p>一一 保安裝置法</p> <p>一二 法人ニシテハ定款ノ原本ヲ添付スヘシ</p> <p>一三 第二條 前條ノ規定ニテ公安ヲ害セザルニ及ビ且シテ凡ソモトモトニ爲シテハ免許セザルコト</p> <p>一〇九號 明治三十七年八月十六日 (第三種原動力車)</p> | <p>神奈川縣令第五十三號 明治三十七年八月十六日 (第三種原動力車)</p> <p>第三條 營業道路ノ道幅ハ四間以上アルコトヲ要ス但シ左地ノ狀況ニ依リ又ハ公安上原因ナレトモアルトキハ本條ノ制限ニ據ラザルコトアルヘシ</p> <p>第四條 自動車及ヒ之ニ附属スル機械、器具ハ當廳ノ検査ニ合格シ検査證書ヲ受ケタルモノニ非ラザレハ使用スルコトヲ得ス其ノ修繕改造レタルモノハ亦検査ヲ受ケヘシ</p> <p>第五條 自動車及之ニ附属スル機械、器具ハ毎年二回ノ定期検査ヲ行フ必要ト認ムルトキハ該時検査ヲ行フ</p> <p>第六條 前項検査ノ日時及場所ハ之ヲ指定ス</p> <p>第七條 第一項ノ検査ニ依リ不適當ト認ムルモノハ改造若シテ修繕ヲ命ジ又ハ其ノ使用ヲ禁止若シテ停止スルコトアルヘシ</p> <p>第六條 自動車及之ニ附属スル機械、器具ハ左ノ制限ニ從ヒ且ツ安全清潔ニ保持シ其ノ修繕ヲ怠ルヘカラス</p> <p>一 車ハ内輪以上トシ適當ナル制動器、遊離器及音響器ヲ備フヘシ</p> <p>二 車體ハ幅外法六尺以内長サ前後車軸共十二尺以内アルヘシ</p> |
|---|---|





| 陽 山 (日原水) 日十二月二十年六十 |     | 明   |
|---------------------|-----|-----|
| 一、                  | ... | ... |
| 二、                  | ... | ... |
| 三、                  | ... | ... |
| 四、                  | ... | ... |
| 五、                  | ... | ... |
| 六、                  | ... | ... |
| 七、                  | ... | ... |
| 八、                  | ... | ... |
| 九、                  | ... | ... |
| 十、                  | ... | ... |
| 十一、                 | ... | ... |
| 十二、                 | ... | ... |
| 十三、                 | ... | ... |
| 十四、                 | ... | ... |
| 十五、                 | ... | ... |
| 十六、                 | ... | ... |
| 十七、                 | ... | ... |
| 十八、                 | ... | ... |
| 十九、                 | ... | ... |
| 二十、                 | ... | ... |
| 二十一、                | ... | ... |
| 二十二、                | ... | ... |
| 二十三、                | ... | ... |
| 二十四、                | ... | ... |
| 二十五、                | ... | ... |
| 二十六、                | ... | ... |
| 二十七、                | ... | ... |
| 二十八、                | ... | ... |
| 二十九、                | ... | ... |
| 三十、                 | ... | ... |

(四) 可認係何種(三第) 號 六 十 五 百 四 十 七 第 報 新

|       |     |     |
|-------|-----|-----|
| 第十九條  | ... | ... |
| 第二十條  | ... | ... |
| 第二十一條 | ... | ... |
| 第二十二條 | ... | ... |
| 第二十三條 | ... | ... |
| 第二十四條 | ... | ... |
| 第二十五條 | ... | ... |
| 第二十六條 | ... | ... |
| 第二十七條 | ... | ... |
| 第二十八條 | ... | ... |
| 第二十九條 | ... | ... |
| 第三十條  | ... | ... |
| 第三十一條 | ... | ... |
| 第三十二條 | ... | ... |
| 第三十三條 | ... | ... |
| 第三十四條 | ... | ... |
| 第三十五條 | ... | ... |
| 第三十六條 | ... | ... |
| 第三十七條 | ... | ... |
| 第三十八條 | ... | ... |
| 第三十九條 | ... | ... |
| 第四十條  | ... | ... |

